官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八三）　一
○車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通八七）　二
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一一二）　三
○ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する書簡の交換の件（外務二八七）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二八八）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同二八九）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九〇）
○ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九一）
○南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二九二）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二九三～二九六）
○保安林の指定をする件（農林水産一一九二～一一九九）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一八一）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
消費者庁　最高裁判所
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）	（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）
第三十条の三十三の四　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	**第三十条の三十三の四**　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～十五　（略） 十六　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両 2　（略）	（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～十五　（略） 十六　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
ＩＣＡ国際会話学院　アスク札幌校	北海道	旭川福祉専門学校	北海道
［略］	［略］	［同上］	［同上］
日本国際語学アカデミー・函館校	北海道	日本国際語学アカデミー・函館校	北海道
東川国際文化福祉専門学校	北海道	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		北海道アスクゲート日本語学校札幌本校	北海道
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ＩＣＡ国際会話学院　越谷校	埼玉県	アイザック東京国際アカデミー	埼玉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
成田国際学院	千葉県	成田国際学院	千葉県
成田中央日本語学院	千葉県	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		ＢＴＳ言語学院	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		和風日語学院成田校	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］			
［略］	［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		［項を削る。］	
［略］	［略］	［略］	［略］
静岡国際言語学院	静岡県	静岡国際言語学院	静岡県
静岡日本語学院	静岡県	静岡日本語学院	静岡県
［略］	［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		［項を削る。］	
［略］	［略］	［略］	［略］
アジア国際日本語学校	京都府	アジア国際日本語学校	京都府
［略］	［略］	［略］	［略］
ＡＲＣ京都日本語学校	京都府	ＡＲＣ京都日本語学校	京都府
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
京都民際日本語学校	京都府	京都民際日本語学校	京都府
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
岡山外語学院	岡山県	岡山外語学院	岡山県
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
沼津日本語学院	静岡県	沼津日本語学院	静岡県
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ミッドリーム日本語学校	東京都	ミッドリーム日本語学校	東京都
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
東京ＪＬＡ外国語学校早稲田校	千葉県	東京ＪＬＡ外国語学校早稲田校	千葉県
［項を加える。］		［項を加える。］	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
東京日本橋外語学院	東京都	東京日本橋外語学院	東京都
［項を加える。］		［項を加える。］	
［項を加える。］		［項を加える。］	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
東京明生日本語学院	東京都	東京明生日本語学院	東京都
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

別表第三

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［略］	［略］
東京ＪＬＡ外国語学校早稲田校	千葉県	東京ＪＬＡ外国語学校早稲田校	千葉県
ＢＴＳ言語学院	千葉県	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
東京日本橋外語学院	東京都	東京日本橋外語学院	東京都
東京明生日本語学院	東京都	［項を加える。］	
ミッドリーム日本語学校	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］

京都ピアノ技術専門学校	京都府	
京都民際日本語学校	京都府	
［略］	［略］	
松江情報ビジネス専門学校・日本語コース	島根県	
岡山外語学院	岡山県	
［略］	［略］	

京都ピアノ技術専門学校	京都府	
［項を加える。］	［同上］	
松江情報ビジネス専門学校・日本語コース	島根県	
［項を加える。］	［同上］	

備考　表中の［　］は注記である。

○外務省告示第二百八十七号

令和三年三月四日にアスンシオンで、ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は令和四年七月七日に効力を生じた。

令和七年八月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

（ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣取極の改正に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により実施されるＪＩＣＡ海外協力隊の事業（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をパラグアイ共和国に派遣することに関し、日本国政府の代表者とパラグアイ共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　ＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、パラグアイ共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画により、日本国の現行法令に従いＪＩＣＡによりパラグアイ共和国に派遣される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、パラグアイ共和国政府の権限のある当局は外務省である。

2　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とパラグアイ共和国との間の渡航費及びパラグアイ共和国における生活手当はＪＩＣＡにより負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡにより使用に供される。

3　パラグアイ共和国政府は、事業の結果としてパラグアイ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械、自動車及び資材がパラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

4　パラグアイ共和国政府は、協力隊員に対して次の特権、免除及び便宜を与える。

(1)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(2)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携行荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(4)　国外から送金される2に規定する生活手当に対して又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(5)　必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

(6)　パラグアイ共和国政府により与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(8)　協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

(9)　協力隊員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(10)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(11)　協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置

5　(1)　パラグアイ共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をパラグアイ共和国において遂行する駐在調整員（以下「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

(2)　パラグアイ共和国政府は、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

(a)　ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の携行荷物、身回品、家財、消費財並びにＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(b)　国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(c)　パラグアイ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ調整員及びその家族につき、当該ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及び当該ＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(d)　(a)及び(c)に規定する自動車の登録料の免除

(e)　自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(f)　ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対するパラグアイ共和国に滞在するための身分証明書の発給

(g)　ＪＩＣＡ調整員に対する協力隊員を送迎するために空港の出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給

(h)　ＪＩＣＡ調整員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件手続のための便宜の提供並びに領事手数料の免除

(i)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(j)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な他の措置

(3)　(2)に規定する自動車が、その後パラグアイ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対する当該租税は免除される。

6　パラグアイ共和国政府は、協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、パラグアイ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア及び駐在調整員並びにこれらの者の家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

7　パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国に滞在中の協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

8　パラグアイ共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

9　両政府は、パラグアイ共和国における事業を成功裏に実施するため随時協議する。
10　前記の了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月の予告をもって書面により通告することにより終了させることができる。
11　青年海外協力隊員のパラグアイ共和国への派遣に関する千九百七十八年二月二十四日付けの日本国政府とパラグァイ共和国政府との間の交換公文に述べられた了解は、この了解によって代替される。
本使は、更に、この書簡及びパラグアイ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のパラグアイ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
この書簡は、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により作成されます。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千二十一年三月四日にアスンシオンで
パラグアイ共和国駐在
日本国特命全権大使　中谷好江
パラグアイ共和国
外務大臣　エウクリデス・アセベド閣下

（パラグアイ側書簡）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をパラグアイ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のパラグアイ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語及び日本語により作成されます。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千二十一年三月四日にアスンシオンで
パラグアイ共和国
外務大臣　エウクリデス・アセベド
パラグアイ共和国駐在
日本国特命全権大使　中谷好江閣下

（青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグァイ共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）
書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国とパラグァイ共和国との間の技術協力を促進するため青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）をパラグァイ共和国に派遣することに関し、両政府の代表者の間でアスンシオンにおいて行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。
1　日本国政府は、パラグァイ共和国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、パラグァイ共和国の社会的及び経済的開発に寄与するため、両政府の関係当局の間で別個に合意される計画に従つて協力隊員をパラグァイ共和国に派遣する。
2　日本国政府は、協力隊員の日本国とパラグァイ共和国との間の渡航費及びパラグァイ共和国における生活手当を負担し、並びに、協力隊員の任務の遂行に必要な装備、機械、材料及び医薬品を供与する。
3　パラグァイ共和国政府は、協力隊員に対し、次の特権、免除及び利益を与える。
(1)　2に掲げる装備、機械、材料及び医薬品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金の免除
(2)　協力隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に関する課徴金を除く。）の免除
(3)　2に掲げる生活手当等協力隊員に外国から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金の免除
(4)　パラグァイ共和国における協力隊員の任期中における診療に対する便宜
(5)　協力隊員がパラグァイ共和国政府より与えられた任務を遂行する場所における必要な住居施設に対する便宜
4　(1)　パラグァイ共和国政府は、パラグァイ共和国における青年海外協力隊の活動に関連して日本国政府が与える任務を遂行する駐在員一人及び調整員を受け入れる。
(2)　駐在員及び調整員は、その任務の遂行に必要な装備、材料及び医薬品並びに身回品、家庭用品、及び一人につき一台の自動車の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に関する課徴金を除く。）を免除される。
駐在員及び調整員はパラグァイ共和国の現行法令に従つて前記の自動車を国内で譲渡し又は輸出することができる。
(3)　駐在員及び調整員は、海外から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金を免除される。
5　パラグァイ共和国政府は、パラグァイ共和国における協力隊員の公務に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行中における作為又は不作為に関連する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、両政府がその請求が協力隊員の故意又は重大な過失から生じたことを合意した場合は、この限りではない。
6　両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても随時協議する。
7　いずれの一方の政府も、書面による六箇月の予告をもつて、この了解を終了させることができる。
本使は、更に、この書簡及び前記のことをパラグァイ共和国政府に代わつて確認される閣下の返簡が、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百七十八年二月二十四日にアスンシオンで
日本国特命全権大使　浅羽満夫
パラグァイ共和国外務大臣
アルベルト・ノゲス閣下

（パラグァイ側書簡）
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられている了解をパラグァイ共和国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百七十八年二月二十四日にアスンシオンで
外務大臣　アルベルト・ノゲス
日本国特命全権大使　浅羽満夫閣下

○外務省告示第二百八十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年七月二十二日
発行年月日　令和七年六月十八日
旅券番号　ＭＶ〇二八七五〇五

○外務省告示第二百八十九号

令和七年七月九日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　五億七千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十号

令和七年七月十五日にイスラマバードで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億七千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
パキスタン側　カジム・ニアズ経済省次官

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十一号

令和七年七月十六日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
日　本　側　加藤隆一在ギニア共和国大使
ギニア側　モリッサンダ・クヤテ外務・アフリカ統合・在外自国民大臣

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十二号

令和七年七月十六日にジュバで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　小山裕基在南スーダン臨時代理大使
世界食糧計画側　マリー・エレン・マクグローティ在南スーダン事務所代表

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十三号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十五年五月二十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったインフラ緊急復旧改善計画（フェーズ1）の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和六年八月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十四号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年三月二十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになった全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅠの実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年六月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十五号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになった全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅡの実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十六号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったヤンゴン環状鉄道改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年二月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町平川字道ノ上五一九五の三（次の図に示す部分に限る。）、五一九三の一二、五二一一、五二一三の四、字上ノ原五二二一の二、五二二二の二、五二二三、五二二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市茱崎町三八字北馬瀬一一の一、一一の一八、四一字西大島九の一、一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田毛馬内字山田三、五、六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田三・六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県人吉市西間上町字滝下二一三五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字上荒地六一五六の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字境ケ谷四〇四の一、四〇五の一、四一一の五から四一一の七まで、大字渡丙字境ケ谷一九三八の四、一九四〇の一九、一九四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字境ケ谷四一一の五・四一一の六・一九三八の四・一九四〇の一九・一九四一の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市古里字田頭一〇八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田頭一〇八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字女島字五反田九〇六、九〇七、九一二、九一三、字坂本三二三一、三二三三、三二三四の一、三二三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本三二三一・三二三三・三二三四の一・三二三五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○防衛省告示第百八十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が令和七年八月八日次のとおり決定された。

令和七年八月十二日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇〇一	板付飛行場	福岡市	国有	建物…約二五〇平方メートル 工作物…照明装置等 令和七年六月十六日

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡読谷村、嘉手納町	国有 公有 民有	土地…約二、二〇〇平方メートル 土地…約七、七〇〇平方メートル 土地…約二六、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が火薬庫建設工事に係る調査・設計を実施するため、共同使用の条件を変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	土地…約一、七五八、〇〇〇平方メートル 工作物…囲障等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月六日から同月二十八日までの間 航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	建物…約五〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十四日から同月三十日までの間 陸自別海矢臼別大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地…約七、〇〇〇平方メートル 建物…約九二〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十二日から同月二十五日までの間 陸自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二三	大矢野原・霧島演習場	熊本県上益城郡山都町	国有	土地…約六、七〇〇平方メートル 建物…約九〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地…約二、二〇〇平方メートル 建物…約一六、〇〇〇平方メートル 工作物…約六、五〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月一日から同年十月三日までの間 二収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸自衛隊北熊本大矢野原中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二六	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町	国有	土地…約七、九〇〇平方メートル 建物…約一八、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間 二収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約九四、〇〇〇平方メートル 建物…約二六、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月五日から同月二十五日までの間 二収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

五一三〇　奄美駐屯地　奄美市　国有　海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三四　徳之島　鹿児島県大島郡徳之島町、伊仙町　公有　土地：約四、四〇〇平方メートル　建物：約四、一〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和七年九月五日から同年十月二三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇八五	北恵庭駐屯地	恵庭市	国有	土地：約一八、〇〇〇平方メートル　建物：約一一、七〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として新規提供する。　使用期間：令和七年九月十一日から同年十一月三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊北恵庭駐屯地の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三六	佐多射撃場	鹿児島県肝属郡南大隅町	国有	土地：約一九、〇〇〇平方メートル　建物：約一、六〇〇平方メートル　工作物：門等　訓練施設として新規提供する。　使用期間：令和七年九月十一日から同年十一月三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊佐多射撃場の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国会事項

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　徳原　直子

願により国立国会図書館調査員を免ずる（七月三十一日）

人事異動

消費者庁

（消費者庁付）内閣府事務官　加納　克利

消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）に配置換する

（消費者庁総務課企画官）同　大友　伸幸

消費者庁参事官事務代理（デジタル・業務改革等担当）を免ずる

（消費者庁消費者安全課長）同　阪口　理司

消費者庁参事官（人事・会計等担当）に配置換する

消費者庁消費者安全課長に併任する

（消費者庁参事官（人事・会計等担当））同　平井　滋

内閣府に出向させる（以上八月一日）

最高裁判所

最高裁判所大法廷首席書記官　定久　朋宏

最高裁判所第一小法廷首席書記官　宮下　美和

最高裁判所第二小法廷首席書記官　吉田　隆樹

最高裁判所第三小法廷首席書記官　田中　美香

最高裁判所訟廷首席書記官　川上　康

最高裁判所事務総局家庭審議官　西川　裕巳

東京高等裁判所事務局次長　大和谷　教

東京地方裁判所事務局長　山根　克彦

名古屋高等裁判所刑事首席書記官　野津　聡

岡山地方裁判所事務局長　大橋憲一郎

大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長　古賀　康平

盛岡地方裁判所事務局長兼岡家庭裁判所事務局長　田邊　明

札幌高等裁判所事務局次長　村上　庫二

辞職（各通）（七月三十日）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

破産債権の届出期間及び一般調査期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一六六頁（号外第一三六号）
令和七年八月十二日
札幌市中央区北六条西十六丁目一番地五
（甲）株式会社ほくやく・竹山ホールディングス
代表取締役　眞鍋　雅信
札幌市中央区北六条西十六丁目一番地五
（乙）株式会社三興保険サービス
代表取締役　**菊池　邦夫**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月二十九日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.macnica.co.jp/company/stock.html
（乙）https://www.glosel.co.jp
令和七年八月十二日
横浜市港北区新横浜一丁目六番地三
（甲）株式会社マクニカ
代表取締役　原　一将
東京都千代田区神田司町二丁目一番地
（乙）株式会社グローセル
代表取締役　山本　晃義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一五三頁（号外第一六一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一三六頁（号外第一六一号）
令和七年八月十二日
横浜市中区山下町二三番地日土地山下町ビル七階
（甲）トナミ国際物流株式会社
代表取締役　吉田　博之
横浜市中区新山下三丁目一一番四一号
（乙）山昭運輸株式会社
代表取締役　中谷　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　八十八頁（号外第一三二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十八頁（号外第一三二号）
令和七年八月十二日
静岡県裾野市千福四六番地の一
（甲）ニデックマテリアル株式会社
代表取締役　角谷　通夫
静岡県裾野市千福四六番地の一
（乙）東京丸善工業株式会社
代表取締役　角谷　通夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九九〇〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月十八日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　五十三頁（号外第一三〇号）

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
令和七年八月十二日
広島市西区商工センター七丁目一番四〇号
（甲）丸徳海苔株式会社
代表取締役　濱野　徳之
広島市西区商工センター七丁目一番四〇号
（乙）株式会社食良品館
代表取締役　濱野　徳之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月三日であり、甲は会社法第七九六条第一項の規定に基づき、乙は、会社法第七八四条第二項の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　七十一頁（号外第一五七号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年八月十二日
奈良県葛城市尺土一九番地
（甲）ＴＮリニアモーション株式会社
代表取締役　三宅　久裕
奈良県葛城市尺土一九番地
（乙）株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役兼代表執行役社長ＣＥＯ
松山　達

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社マトヤ（兵庫県洲本市本町八丁目七番一四号）に対して当社の小売事業、宿泊事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月十二日
兵庫県洲本市本町五丁目三番八号
有限会社山本楽器店
代表取締役　山本　眞人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

埼玉県川口市並木三丁目八番七号エムザ西川口三〇三

合同会社グローバルエージェント東京

代表社員　包　金海

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

東京都文京区後楽二丁目五番一―一〇〇九号

ナビたび合同会社

代表社員　入江　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

東京都東久留米市下里六―五―一二

合同会社ダブルアール

代表社員　梶山　友樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

東京都文京区本郷二丁目二六番九号五階

ＬＰＪ　Ｔｒａｄｅ合同会社

代表社員　Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ　Ｐｌｕｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

職務執行者　柳　岳史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

東京都東村山市美住町一丁目一〇番地三五

美住町一丁目アパート一〇一

ＦＬＡＴ合同会社

代表社員　中崎　智広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社神谷木とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十二日

名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目一四番地

合資会社神谷材木店

代表社員　神谷　立正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十二日

宮城県白石市南町一丁目二番一七号

有限会社三澤屋本店

代表取締役　三澤　乙晶

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十一頁（号外第一六三号）

令和七年八月十二日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

築地まちづくり株式会社

代表取締役　上田　二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少しその全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四頁

令和七年八月十二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

入江工研株式会社

代表取締役　入江　則裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十二日

横浜市瀬谷区三ツ境七八番地二

有限会社小松

取締役　小西　謙二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千一百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　八十頁（号外第三十号）

令和七年八月十二日

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六二〇番地ＣＯＣＯＮ烏丸四階

株式会社ワントゥーテン

代表取締役　澤邊　芳明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十九日であり、株主総会の決議は令和七年八月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/454533

令和七年八月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階

Ｒｅｎｚｏｋｕ　Ｂｉｏｌｏｇｉｃｓ株式会社

代表取締役　久保庭　均

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一万円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十二日

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階

ＫＳＪ２―１株式会社

代表取締役　町田　一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二一、四四〇株を二一四、四〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十二日

京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入ル橋弁慶町二二七

株式会社ルリアン

代表取締役　藤巻　米隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

大阪市港区福崎二丁目九番二一号

福長産業株式会社

代表取締役　山本　和治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

大阪市中央区千日前二丁目一一番五号

株式会社マネージメント敷島

代表取締役　米田　高久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

大阪市中央区千日前二丁目一一番五号

敷島興行株式会社

代表取締役　米田　高久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

兵庫県豊岡市中陰六三九番地

株式会社ユラク

代表取締役　伊藤　清範

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

鳥取県境港市西工業団地一八五番地

境港運送株式会社

代表取締役　小徳　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十二日

鹿児島市武一丁目四三番一五号

株式会社アンカー

代表取締役　森　浩一郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年九月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年八月十二日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号

ＪＰタワー名古屋

株式会社名南財産コンサルタンツ

代表取締役　永井　晶也

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

当社発行の第一回の二新株予約権及び第二回の二新株予約権のうち、発行後令和七年六月三十日までに当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位も喪失した者が有する、行使不能の新株予約権の全部（第一回の二新株予約権二十二万六百四十個、第二回の二新株予約権十万五千九百個）

二、取得の日　令和七年八月三十一日

令和七年八月十二日

東京都品川区上大崎三丁目五番一一号

イノバセル株式会社

代表取締役　ノビック・コーリン

定款変更につき通知公告並びに株式譲渡制限設定につき株券提供公告

当社は、令和七年九月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を有する方は、株券提出日である令和七年九月十三日までに当社にご提出ください。

なお、効力発生日は令和七年九月十四日です。

令和七年八月十二日

東京都港区麻布台一丁目八番一〇号

株式会社コスモ・ピーアール

代表取締役　サトウクミ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　七十頁（号外第一一〇号）

令和七年八月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

マーリン特定目的会社

取締役　海瀬　浩昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html

令和七年八月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｌｏｗ－Ｋｏｎａ特定目的会社

取締役　安藤　康浩

訂正公告

令和七年三月十八日（号外第五十四号）掲載の第二十三期決算公告（枠組）中、住所に「千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番１号ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24階」とあるは「千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24階」、流動資産「436」とあるは「531」、固定資産「501」とあるは「513」、**資産合計**「938」とあるは「1,045」、流動負債「365」とあるは「486」、その他「352」とあるは「472」、**負債合計**「493」とあるは「613」、株主資本「440」とあるは「427」、利益剰余金「300」とあるは「287」、その他利益剰余金「294」とあるは「281」（うち当期純利益）「(26)」とあるは「(13)」、**純資産合計**「444」とあるは「431」、**負債・純資産合計**「938」とあるは「1,045」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十二日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一ワールドビジネスガーデンマリブウエスト二四階

株式会社スリーエスコンサルティング

代表取締役　前原　大志

訂正公告

令和七年七月二十二日掲載（号外第一六七号）のハートランド平尾台株式会社に係る第二十九期決算公告中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十二日

北九州市小倉南区平尾台一丁目一番一号

ハートランド平尾台株式会社

代表取締役社長　加茂野秀一

取消公告

令和七年七月三十日（号外第百七十四号）掲載の株式会社ぴーぷるにかかる第二十五期決算公告（枠組み）は取り消します。

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四	〃	九～一〇	エンジン・タコ（改正後欄）	エンジン・タ・テスタ
六	〃	二	エコテスタ（改正前欄）	・テスタ
			第百四十九号	第四十九号

令和七年七月二十五日官庁報告欄法務省告示配第六十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一〇	四	一一（終りから）	藤浜市港北区	東京都中央区